

令和7年度大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

海洋ごみは増加の一途を辿る一方で、その中でも海洋プラスチックごみは 2050 年に魚の量を上回ると言われている。

本業務では、未来を担う若年層（中学生以下）に対し、海洋ごみの現状や私達の生活に与える影響について知ってもらい、今日から実践できることを学んでもらうことで、行動変容を促し、海洋ごみの削減に繋げることを目的に肱川クリーンフェスタを開催する。

肱川クリーンフェスタは二部制で開催し、一部は海に流出する前の河川敷のごみを拾い、海洋ごみの削減を目的に清掃活動を実施する。二部では、一部で回収したごみの仕分け、分析、展示を行い、来場者に肱川で収集されたごみがどれだけあるか知ってもらう。また、海洋ごみ問題の啓発に関連するステージイベントや海ごみ等を使ったワークショップ、海洋ごみクイズやゲーム等を行い、海洋ごみ問題について学びの場を提供する。

小中学生向けに分かりやすく、楽しく学習できる内容としたいため、二部のイベントについて、環境イベント開催の実績があり、企画力・宣伝力のある事業者へ本業務の企画・運営を委託する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 事業規模

2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

3 提案者資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。

- (5) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (6) 大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (7) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (8) 過去5年以内に、環境啓発イベントの企画運営業務実績がある者。
※環境啓発イベントとは、ごみ拾いイベント、セミナー、教育学習を指す。

4 スケジュール

項目	期日	備考
実施要領等の公表	令和7年5月13日（火）	大洲市公式ホームページに掲示
参加表明書提出期限	令和7年5月20日（火）	郵送又は持参 午後5時（必着）
参加資格審査結果通知	令和7年5月21日（水）	電子メールにて通知
質問書の受付期限	令和7年5月23日（金）	電子メール 午後5時（必着）
質問書に対する回答	令和7年5月27日（火）	電子メールにて回答
企画提案書等の提出期限	令和7年6月2日（月）	郵送又は持参 午後5時（必着）
審査会 （プレゼンテーション）	令和7年6月6日（金）	大洲市役所
選定結果の通知および公表	令和7年6月上旬	大洲市公式ホームページにて公表及び電子メール、文書
業務委託契約の締結 及び業務開始	令和7年7月上旬 ※予定	

5 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時必着

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
①参加表明書(様式第 1 号)	様式第 1 号	1 部
②会社概要書(企業パンフレット可)	任意様式	8部
③本要領 3(8)に示した業務実績概要	任意様式	1 部
④本要領 3(8)に示した業務契約書の鏡の写し	—	8部

(3) 提出方法

12 に記載の担当課へ郵送又は持参すること。

(4) 参加資格審査結果

令和7年5月21日(水)午後5時までに、参加表明者全てに審査結果を電子メールにて通知する。

6 質問受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月23日(金)午後5時必着

(2) 質問提出方法

実施要領等に係る質問は、質問書(様式第 2 号)により、12 に記載の担当課へ電子メールで行うこと。

※メールの件名に「大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務質問書(法人名)」と記入。

(3) 回答方法

質問事項の回答は、令和7年5月 27日(火)午後5時までに、参加資格審査を通過した参加表明者全てに電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月2日(月)午後5時必着

(2) 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式第 3 号)
- ・下記の提案項目を含んだ企画提案書(様式自由。ただし、用紙サイズは A4 判とし、両面印刷で作成すること。)

【提案項目】

ア 企画概要

- ・企画提案する業務概要、作業工程について記載すること。

イ 開催周知方法

- ・開催に係る広報の実施について記載すること。

ウ 業務実施スケジュール

- ・全体スケジュール及び進捗管理方法について記載すること。

エ 実施体制・事務連絡体制

- ・本業務の遂行に係る業務管理責任者及び従事者全体（再委託先も含む。）の体制図を示すこと。

オ 見積書及び内訳書（任意様式。項目・数量・単価など） ※税抜き表示とすること。

カ 過去 5 年以内の環境啓発イベントの企画運営業務の実績

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 8 部

(4) 提出方法

12に記載の担当課まで郵送又は持参

(5) 参加辞退

参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4 号）を速やかに郵送又は持参にて 12 に記載の担当課へ提出すること。

8 選定審査

プロポの審査はプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日：令和7年6月6日（金）

※開始時間及び場所については別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの方法

ア 実施順は、企画提案書の受付順とする。

イ 説明時間は1業者につき、20分までとする。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務の管理責任者となる者は必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

オ 次のいずれかに該当する場合は提案者を失格とする。

- ・プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・本実施要領で示す委託額を超過する額で提案が行われた場合。
- ・公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。

(3) ヒアリングの方法

プレゼンテーションに引き続き、1業者あたり10分程度のヒアリングを実施する。

9 審査方法

(1) 選定基準

市が設置する「大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、「評価基準」に基づき評価及び選定を行う。

なお、参加事業者が1者のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、「評価基準」に基づき評価を行い選定の可否を決定する。

・評価項目及び配点

評価基準		配点
評価項目	評価ポイント	
業務に対する考え方	事業の目的を正しく理解しているか	10
業 務 実 績	環境啓発イベント業務の実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか	10
業務仕様書への適応	仕様書に適応した企画内容となっているか	10
提 案 内 容	独自の発想があり、現実的であるか	15
	海洋ごみ問題と接しやすい内容であるか	15
	中学生以下の世代が参加しやすく楽しめる内容となっているか	15
開催周知方法	開催周知について、効果的であるか	10
業務遂行体制	業務全体のスケジュール管理が明確であり適切な人員配置及び組織体制となっているか 市と密に連絡が取れる体制が確保されているか	5
価 格	提案内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられているとともに、その金額は合理的なものであるか	10
合 計 点		100

(2) 優先交渉権者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先交渉権者として決定する。ただし、評価合計点の6割以上を最低基準点とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

また、最高評価点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果

選定結果については、優先交渉権者が確定した後、速やかに本審査参加者全員に

電子メール及び書面で通知するとともに、大洲市公式ホームページに公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

10 契約締結

優先交渉権者選定後、提案内容に基づき協議を行い、両者協議が整った場合、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結する。

なお、下記のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「3 提案者資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の仕様内容は、仕様書等にその予定を記載しているものであるため、仕様内容の確定については、契約締結前に優先交渉権者との協議により、変更する場合がある。
- (4) 提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の仕様の責は使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書等のため作成した資料や、本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (8) 提出された書類は、大洲市情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (9) 本実施要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

12 担当課

愛媛県大洲市環境商工部 環境生活課 環境政策係

住 所：〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

電 話：0893-57-9966（課直通）

F A X：0893-24-1736（他課共用）

E-mail:kankyouseikatsuka@city.ozu.ehime.jp